

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	広島市立看護専門学校
設置者名	広島市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
専門課程	第一看護学科(新課程)	夜・通信	102単位	9単位	
		夜・通信			
専門課程	第二看護学科(新課程)	夜・通信	70単位	9単位	
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

本学のホームページに「授業科目及びシラバス」を公表。 「授業科目及びシラバス」には、授業科目、単位数、時間数、担当講師、実務経験、開校学年を提示し、実務経験のある教員が担当する授業科目には○を付けて表示。 ホームページアドレス 第一看護学科／授業科目及びシラバス 広島市公式ウェブサイト 第二看護学科／授業科目及びシラバス 広島市公式ウェブサイト
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名	無し
-----	----

(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	広島市立看護専門学校
設置者名	広島市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校評価・自己点検 外部評価委員会
役割	本会議は、地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局と地方独立行政法人広島市立病院機構四病院（広島市立広島市民病院・広島市立北部医療センター安佐市民病院・広島市立舟入市民病院・広島市立リハビリテーション病院）と広島市立看護専門学校との協議及び職員の質向上のための活動を目的とするとともに、広島市立看護専門学校の運営に関して外部の意見を得ることを目的とし、「広島市立五施設代表者会議運営規定」を定め、原則として年2回会議を開催している。 審議事項は、以下の5項目を定めている。 1) 四病院と看護学校の臨地実習を中心とした連絡調整事項 2) 四病院・市立病院機構と看護学校との人事交流に関する事項 3) 臨床指導研修会の運営に関する事項 4) 看護職員採用に関する情報提供 5) その他各代表者が病院及び看護学校において協議が必要と判断した事項（教育課程、学生の進路、学校評価など） 以上についての意見交換を行ない、学校運営に活かしている。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
公益社団法人 広島県看護協会 協会長	2026年4月1日 ～2027年3月31日	公益社団法人 広島県看護協会
地方独立法人広島市立病院機構 広島市立広島市民病院 副院長（事）看護部長	2026年4月1日 ～2027年3月31日	実習病院看護管理者
地方独立法人広島市立病院機構 広島市立北部医療センター安佐市民病院 副院長（事）看護部長	2026年4月1日 ～2027年3月31日	実習病院看護管理者

地方独立法人広島市立病院機構 広島市立舟入市民病院 総看護師長	2026 年 4 月 1 日 ～2027 年 3 月 31 日	実習病院看護管理者
地方独立法人広島市立病院機構 広島市立リハビリテーション病院 総看護師長	2026 年 4 月 1 日 ～2027 年 3 月 31 日	実習病院看護管理者
地方独立法人広島市立病院機構 本部事務局 参事	2026 年 4 月 1 日 ～2027 年 3 月 31 日	実習病院 看護管理担当部門管理者
スクールカウンセラー	2026 年 4 月 1 日 ～2027 年 3 月 31 日	臨床心理士
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	広島市立看護専門学校
設置者名	広島市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 各授業科目の授業計画書(シラバス)と臨地実習要項は、「広島市立看護専門学校学則」に基づき、第一看護学科、第二看護学科の学科別に作成している。新カリキュラムが導入され、学則(教育課程)の変更、並びに(実習施設の変更について承認申請を行った。 授業計画書(シラバス)は、作成様式に則り、授業科目名、開講時期、単位数(時間数)、授業のねらい・目標、授業計画(授業内容や授業方法)、使用テキスト・参考文献、成績評価の方法を記載している。 臨地実習要項は、教育目的・目標を踏まえ、教育課程、臨地実習(臨地実習の目的・目標、臨地実習の構成、臨地実習を停止する場合、臨地実習での看護技術)を記載している。専門看護領域ごとに学習目的、学習目標、科目構造及び学習項目と実習では、実習目的、実習目標、実習の構成、実習内容及び方法、事前学習、提出物等を記載している。 成績評価の基準は、学生便覧、ホームページに記載している。(A:80点以上、B:80点未満~70点以上、C:70点未満~60点以上、D:60点未満)。 授業計画(シラバス)と臨地実習要項、学生便覧は、3月中に製本し、新年度に各教員、講師、学生に配布している。 また、シラバスは、ホームページで公開しており、学生だけではなく、第三者も閲覧できるように対応している。	
授業計画書の公表方法	ホームページにて公開 第一看護学科／授業科目及びシラバス 広島市公式ウェブサイト 第二看護学科／授業科目及びシラバス 広島市公式ウェブサイト
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

1. 評価方法

成績評価方法は、「学生便覧」の学則に基づき、成績評価要綱を示している。

臨地実習以外の授業科目試験評価に関しては、成績の評価は、科目ごとに定められた時間数の3分の2以上を出席した者に成績評価を受ける資格を与え、科目の成績評価は、試験（筆記・口述・レポート・実技等）により行うことを第2章に記載し、実施している。また、実習評価については、実習の受講資格、成績評価を受ける資格、成績評価の方法、成績の評価及び可否の規準を第3章に記載し、実施している。また、第4章に再履修・再受講について記載している。

2. 単位認定

在学している学生の単位認定は、「広島市立看護専門学校単位認定会議要領」に則り、校長、副校長（教務課長）、第一、第二教務係長、専門員、総務課長、総務課長補佐で構成する「単位認定会議」にて協議し、校長が認定している。

成績の評価は、「成績評価要綱」に基づき、卒業の認定は、「広島市立看護専門学校学則」の「第5章 学業成績、卒業等」に基づき実践している。

3. 「広島市立看護専門学校学則」、「成績評価要綱」は、学生便覧に掲載しており、毎年、学生に学生便覧を配布し、年度初めのオリエンテーションで説明している。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

科目の成績評価は、「成績の評価及び合否の基準」を「成績管理要綱」に定め、それに基づき評価している。具体的な評価方法は、試験（筆記・口述・レポート・実技等）（以下「科目試験」という）により行う。実習についても同様に、「成績の評価及び合否の基準」を「成績管理要綱」に定め、臨地実習ごとに評価している。

本校の成績評価基準とG P (Grade Point) は、下表の通りであり、「学生便覧」に「成績の評価及び合否の基準」として評価、得点、合否を示している。G P A (Grade Point Average) の算出方法とG P A指標は、「学生生活ガイド」のⅠ. 学習の進め方の2 成績についての中に掲載しており、毎年、学生に学生便覧とともに学生生活ガイドを配布し、年度初めのオリエンテーションで説明している。

< G P A算出方法> 令和6年度入学生まで

評価	得点	合否	G P (Grade Point)
A	90 点以上	合格	4
	80 点～89 点		3
B	70 点～79 点		2
C	60 点～69 点		1
D	59 点以下	不合格	0
認定	—	対象外	—

$$GPA = \frac{(\text{履修した科目の単位数} \times \text{当該科目のGPA}) \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計 (不合格を含む)}}$$

< G P A指標>	3.5 以上 : 秀	3.4～2.5 : 優
	2.4～1.5 : 良	1.4 以下 : 努力を要す

< G P A算出方法> 令和7年度入学生からは、以下のように変更

可否区分	評価	得点	G P
合格	A	90 点以上	4
		80 点以上 90 点未満	3
	B	70 点以上 80 点未満	2
	C	60 点以上 70 点未満	1
不合格	D	60 点未満	0
対象外	認定	—	—

$$GPA = \frac{(\text{履修した科目の単位数} \times \text{当該科目のG P}) \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計 (不合格を含む)}}$$

< G P A指標>	3.6 以上 : 秀	3.6 未満～3.0 : 優
	3.0 未満～2.4 : 良	2.4 未満 : 努力を要す

学生個人のG P Aは、成績表に明示している。成績表は、年度末に、学生と保証人に送付している。その際に当該学年のG P A分布表とG P A指標を同封している。

当該学年全体のG P A分布表に各学生個人が自己のG P Aを照合することで、学内での自己の成績の位置づけがわかるようにしている。

ホームページに、本校の成績評価基準と、G P A算出方法とG P A指標を掲載し、学生だけではなく、第三者にも閲覧できるように対応している。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	ホームページにて公開 本学ホームページ 成績管理 成績評価について 成績評価（令和 6 年度以前の入学生に適用） 広島市公式ウェブサイト https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/medical/1006005/1028048/1036542/1011751.html 成績評価（令和 7 年度以降の入学生に適用） 広島市公式ウェブサイト https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/medical/1006005/1028048/1036542/1039638.html
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 （卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要） 卒業に係る単位の修得については、広島市立看護専門学校学則の第 16 条（卒業の認定）に定め、「学生便覧」に掲載している。 卒業の認定については、校長、副校長（教務課長）、第一、第二教務係長、専門員、総務課長、総務課長補佐で構成する「卒業認定会議」にて協議し、校長が認定している。 卒業については以下の要件が必要である。 1. 卒業の認定は、学校に 3 年以上在学し、所定の教育課程を修了した学生について、校長が卒業を認定する。 2. 所定の授業時間の 3 分の 2 以上（臨地実習にあたっては、所定の授業時間の 5 分の 4 以上）出席した授業科目について成績評価を受ける資格が与えられる。 3. 試験等により成績評価基準に則り成績評価を受け、合格した者に単位が与えられる。 各試験等の成績評価基準は、A（80 点以上）、B（70 点以上、80 点未満）、C（60 点以上、70 点未満）を合格とし、D（60 点未満）を不合格と定めている。 学生には、学生便覧を毎年配布し、年度初めのオリエンテーションで説明している。また、ホームページ上に卒業認定に関する要件を掲載し、第三者にも閲覧できるようにしている。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	ホームページにて公開 本学ホームページ 成績管理 卒業認定について 卒業の認定 広島市公式ウェブサイト https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/medical/1006005/1028048/1036542/1030611.html

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	広島市立看護専門学校
設置者名	広島市

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	(記載不要のため、省略)
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報（第一看護学科）

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療		専門課程	第一看護学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3 年	全日制	102 単位時間/単位	単位時間 79/単位	単位時間 /単位	単位時間 23/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位	
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
240 人		239 人	0 人	21 人	134 人	155 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 本校は、1. 豊かな人間性や倫理的配慮をもって、地域社会に貢献できる看護師を養成する 2. 専門職者として、自己教育力をもって自律できる看護師を養成する 3. 時代のニーズに対応し得る看護の専門的知識・技術・臨床判断能力を備えた看護の実践者を育成するという3つの教育理念を掲げている。教育目的を「豊かな人間性を培い、看護の専門的知識・技術・態度を修得し、主体性・自律性のある看護の実践者を育成する」と掲げ、教育目標を設定した。(1) 多様な価値観をもつ対象を身体的・精神的・社会的に統合された生活者として、理解することができる。(2) 看護の実践者としての基礎的知識・技術・態度を身につける。(3) 専門職業人として倫理観に基づいた行動をとることができる。(4) 社会の動向を把握し、保健・医療・福祉システムにおける看護師の役割を理解し、多職種との連携・協働について考えることができる。(5) 向上心を持ち、主体的に学習に取り組むことができる、と掲げている。これらの教育目標から、授業科目別教育目的を作成し、授業科目を選定し、カリキュラムを作成している。 授業方法は、講義と演習、ロールプレイング、グループワーク、臨地実習等で構成されており、各科目の詳細についてはシラバスと臨地実習要綱に示している。また、年間の授業計画や、成績評価の基準は学生便覧に掲載している。 学生便覧、シラバス、臨地実習要項は、毎年度初めに学生に配布し、履修につ

いての説明を行っている。 シラバス、成績評価の基準は、ホームページで公開しており、学生だけではなく、第三者も閲覧できるように対応している。
成績評価の基準・方法 (概要) 広島市立看護専門学校学則 第5章 学業成績、卒業等の第15条に示されているように、学業の成績は、試験、実習その他の成績により評価している。各授業科目の評価方法については、シラバスに明示されているように、筆記試験、提出物、出席状況などによって総合的に評価している。成績評価については、成績評価要綱に沿って評価している。
卒業・進級の認定基準 (概要) 広島市立看護専門学校学則 第5章 学業成績、卒業等の第16条に示されているように、学校に3年以上在学し、所定の教育課程を修了した学生について、校長が卒業を認定する。成績評価については、成績評価要綱に沿って評価している。
学修支援等 (概要) ・ 全学年を担当制としている。しかし、チューター制も残し、担任が 中心となり、チューターと協力し、学生生活のサポートを継続している。 ・ 担任面接は、年に2回行っている。必要時は適宜個人面接を行うようにして、学生が困ったこと、悩んでいること、不安なこと等があれば相談できる体制を整えている。 ・ 進路相談は、就職支援担当者を決めて、学生の相談を受けると共に、担任、チューターも学生支援に努めている。 ・ スクールカウンセリングは、1～2回/月開催している。さらに、スクールカウンセラーが全学生に向けてオリエンテーションを行い、学生への周知を図ると共に、学生支援に努めている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
78 人 (100%)	5 人 (4.4%)	73 人 (95.6%)	0 人 (0 %)
(主な就職、業界等) 広島県内外の医療施設			
(就職指導内容) 2年次にキャリア支援の進路ガイダンスを行っている。卒業生を数名招致し、「自己の就職活動の経験」という学内でのガイダンスを開催している。また、学外で開催されるインターンシップやガイダンスへの参加を促している。			
(主な学修成果（資格・検定等）			

看護師国家試験受験資格、保健師・助産師養成所、養護教員養成課程受験資格、大学編入学受験資格、専門士の資格
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
令和7年度当初在学者数	令和7年度の途中における退学者の数	中退率
239 人	7 人	0.3%
(中途退学の主な理由) 進路変更 体調管理		
(中退防止・中退者支援のための取組)		

2. 教育活動に係る情報 (第二看護学科)

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	第一看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	全日 制	70 単位時間/単位	単位時 間/54 単位	単位時 間/単 位	単位時 間/16 単位	単位時 間/単 位	単位時 間/単 位
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		112 人	0 人	8 人	134 人	142 人	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 本校は、1. 豊かな人間性や倫理的配慮をもって、地域社会に貢献できる看護師を養成する 2. 専門職者として、自己教育力をもって自律できる看護師を養成する 3. 時代のニーズに対応し得る看護の専門的知識・技術・臨床判断能力を備えた看護の実践者を育成するという3つの教育理念を掲げている。教育目的を「豊かな人間性を培い、看護の専門的知識・技術・態度を修得し、主体性・自律性のある看護の実践者を育成する」と掲げ、教育目標を設定した。 (1) 多様な価値観をもつ対象を身体的・精神的・社会的に統合された生活者として、理解することができる。(2) 看護の実践者としての基礎的知識・技術・態度を身につける。(3) 専門職業人として倫理観に基づいた行動をとることができる。(4) 社会の動向を把握し、保健・医療・福祉システムにおける看護師の役割を理解し、多職種との連携・協働について考えることができる。(5) 向上

心を持ち、主体的に学習に取り組むことができる、と掲げている。これらの教育目標から、授業科目別教育目的を作成し、授業科目を選定し、カリキュラムを作成している。 授業方法は、講義と演習、ロールプレイング、グループワーク、臨地実習等で構成されており、各科目の詳細についてはシラバスと臨地実習要綱に示している。また、年間の授業計画や、成績評価の基準は学生便覧に掲載している。学生便覧、シラバス、臨地実習要項は、毎年度初めに学生に配布し、履修についての説明を行っている。 シラバス、成績評価の基準は、ホームページで公開しており、学生だけではなく、第三者も閲覧できるように対応している。
成績評価の基準・方法
(概要) 広島市立看護専門学校学則 第5章 学業成績、卒業等の第15条に示されているように、学業の成績は、試験、実習その他の成績により評価している。各授業科目の評価方法については、シラバスに明示されているように、筆記試験、提出物、出席状況などによって総合的に評価している。成績評価については、成績評価要綱に沿って評価している。
卒業・進級の認定基準
(概要) 広島市立看護専門学校学則 第5章 学業成績、卒業等の第16条に示されているように、学校に3年以上在学し、所定の教育課程を修了した学生について、校長が卒業を認定する。成績評価については、成績評価要綱に沿って評価している。
学修支援等
(概要) ・ 全学年を担当制としている。しかし、チューター制も残し、担任が中心となり、チューターと協力し、学生生活のサポートを継続している。 ・ 担任面接は、年に2回行っている。必要時は適宜個人面接を行うようにして、学生が困ったこと、悩んでいること、不安なこと等があれば相談できる体制を整えている。 ・ 進路相談は、就職支援担当者を決めて、学生の相談を受けると共に、担任、チューターも学生支援に努めている。 ・ スクールカウンセリングは、1～2回/月開催している。さらに、スクールカウンセラーが全学生に向けてオリエンテーションを行い、学生への周知を図ると共に、学生支援に努めている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
36 人 (100%)	0 人 (0%)	33 人 (82%)	3 人 (18 %)
(主な就職、業界等) 広島県内外の医療施設			

(就職指導内容) 2年次にキャリア支援の進路ガイダンスを行っている。卒業生を数名招致し、「自己の就職活動の経験」という学内でのガイダンスを開催している。また、学外で開催されるインターンシップやガイダンスへの参加を促している。
(主な学修成果 (資格・検定等)) 看護師国家試験受験資格、保健師・助産師養成所、養護教員養成課程受験資格、大学編入学受験資格、専門士の資格
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
令和7年度当初在学者数	令和7年度の途中における退学者の数	中退率
119 人	1 人	0.01%
(中途退学の主な理由) 進路変更 体調管理		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
(中退防止・中退者支援のための取組) スクールカウンセラーの利用、 担任・チューターによる個別面接、学業不振者への個別指導		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
第一看護 学科	市内 5,650 円 市外 8,470 円	132,000 円	教材費 160,000 円/3 年	教科書代、実習衣代必要
第二看護 学科	市内 5,650 円 市外 8,470 円	87,600 円	教材費 160,000 円/3 年	教科書代、実習衣代必要
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校自己評価 広島市公式ウェブサイト https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/medical/1006005/1028055/1037997/1011750.html		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校評価に関しては、学則第 1 条の 2 第 1 項「学校は、教育水準の向上を図るとともに、前条の目的を達成するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、少なくとも毎年度 1 回、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」に基づきホームページにて公開を行っている。 方法は、①学生に「学校自己評価 学生アンケート」を実施する。②教員に「学校自己評価に関する教員評価票」として、学校運営、教育活動、学生支援、教職員の育成、入学・国家試験・就職、地域との連携・社会活動の 6 項目に関して、学校全体の取組として評価する。その内容を集計し、数値化する。外部評価者は、公益社団法人広島県看護協会、広島市教育委員会、広島市立看護専門学校スクールカウンセラー、地方独立行政法人広島市立病院機構の四病院の看護代表者や教育担当副看護部長らの外部関係者から構成されており、学校自己点検・評価をもとに外部評価委員会として対面形式での評価・意見交換を行い、客観的評価を得ている。外部者からの意見を受けて、地域や時代の要請に応え得る看護実践者の養成のために、学校運営の改善、組織成長を目指している。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
公益社団法人広島県看護協会	2026 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日	広島県看護協会協会 長
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立広島市民病院	2026 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日	看護部長
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立北部医療センター安佐市民病院	2026 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日	看護部長
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立舟入市民病院	2026 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日	総看護師長

地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立リハビリテーション病院	2026年4月1日～ 2027年3月31日	総看護師長
地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 参事	2026年4月1日～ 2027年3月31日	看護管理担当部門管理者
広島市立看護専門学校 スクールカウンセラー	2026年4月1日～ 2027年3月31日	スクールカウンセラー
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
学校自己評価 広島市公式ウェブサイト		
https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/medical/1006005/1028055/1037997/1011750.html		
(備考)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
広島市立看護専門学校 広島市公式ウェブサイト
https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/medical/1006005/index.html

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H134210000016		
学校名（〇〇大学 等）	広島市立看護専門学校		
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	広島市立看護専門学校		

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		60人（ 43）人	60人（ 44）人	63人（ 42）人
内 訳	第Ⅰ区分	—	12人	
	（うち多子世帯）	（ —）	（ —）	
	第Ⅱ区分	—	—	
	（うち多子世帯）	（ —）	（ —）	
	第Ⅲ区分	—	—	
	（うち多子世帯）	（ —）	（ —）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	—	—	
	区分外（多子世帯）	26人	29人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0）人
合計（年間）				63人（ 42）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	0人	前半期	後半期
		人	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	—	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	—	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	—	人	人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。